

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松原市長

## 公表日

令和2年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第1項目68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・介護保険被保険者の資格管理(取得、喪失、異動) ・要介護認定申請(新規、更新、変更)に関する情報の管理 ・介護保険受給者情報の管理(資格情報、認定情報、その他受給者の管理に関する情報) ・介護保険給付実績情報の管理(現物、償還、補足等給付) ・介護保険利用料の減免、保険料滞納者に係る支払い方法の変更等に関する情報の管理 ・居宅サービス(介護予防サービス)計画作成依頼届出情報の管理 ・高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給等に関する情報の管理
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①介護保険資格ファイル ②介護保険認定ファイル ③介護保険給付ファイル ④介護保険賦課ファイル ⑤介護保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令) ・別表第1省令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、46、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所健康部高齢介護課、総務部政策法務課 電話番号 072-334-1550(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所健康部高齢介護課 電話番号 072-334-1550(代表)



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ] 接続しない（入手） [ ] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	IV.リスク対策について		項目の追加	事後	
令和1年5月7日	I.関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第2 93, 94 情報提供 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95,117	<< 情報提供の根拠 >> ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 << 情報照会の根拠 >> ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条	事後	
令和1年5月7日	I.関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	高齢介護課長 的田 篤	高齢介護課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1、2、3、4、5、6、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43条の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条	≪情報提供の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1、2、3、4、6、7、10、19、22条の2、24条の2、25、30、31条の2、32、33、43、44、47、55、55条の2、59条の2の2 ≪情報照会の根拠≫ ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46、47条	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	